

第3回 ライフイノベーションWG

議事次第

〔平成22年4月21日（水）11時～13時〕
〔永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室〕

1. 開会
2. 検討の視点について
3. 検討テーマの論点整理について
4. 今後の進め方について
5. 閉会

（資料）

- | | |
|-----|-----------------------|
| 資料1 | ライフイノベーションWGにおける検討の視点 |
| 資料2 | ライフイノベーションWG 検討項目一覧表 |
| 資料3 | 検討テーマの論点整理 |
| 資料4 | 各検討項目 対処方針シート（様式） |

ライフイノベーションWG 検討の視点

ライフイノベーション分野の規制・制度改革の検討にあたり、当ワーキンググループでは、安全・安心と成長を両立させる観点から、今後の医療・介護のあり方として、以下の方向性を目指すべきと考える。個別の規制・制度のあり方に関しては、こうした大きな方向性の下に判断されるべきである。

○ 大胆なパラダイムシフトを促すべき

- ✓ 供給者目線から消費者目線へ ～患者・利用者の選択確保～
- ✓ 中央集権から地方分権へ ～地域の事情に合致した医療の推進～
- ✓ 事前規制から事後チェック行政へ

○ 開かれた医療を実現すべき

- ✓ 透明性の高い医療・介護へ
- ✓ グローバリゼーションの促進
- ✓ 個別化医療の推進

○ 産業としての競争力を強化し、付加価値を向上すべき

- ✓ イノベーションによる国際競争力の強化
- ✓ 事業者の創意工夫によるサービス提供
- ✓ 協働・連携・自律による医療・介護の推進

ライフイノベーションWG 検討項目一覧表

資料2

| 番号 | 項目名 | 関係府省庁 |
|-----------------|--|---------------|
| ① | 保険外併用療養(いわゆる「混合診療」)の原則解禁 | 厚生労働省 |
| ② | 一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和 | 厚生労働省 |
| ③ | 再生医療の推進(適用法令、臨床研究の在り方、PMDA審査体制) | 厚生労働省 |
| ④ | ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消 | 厚生労働省 |
| ⑤ | 未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の解禁 | 厚生労働省 |
| ⑥ | レセプト等医療データの利活用促進(傷病名統一、診療年月日記載など様式改善等) | 厚生労働省 |
| ⑦ | ICTの活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導) | 厚生労働省 |
| ⑧ | 救急患者の搬送・受入れ実態の見える化 | 厚生労働省 |
| ⑨ | 医療ツーリズムに係る査証発給要件等の緩和(医療ビザ、外国人医師の国内診療) | 厚生労働省、法務省、外務省 |
| ⑩ | EPAに基づく看護師、介護士候補者への配慮(受験回数、試験問題の英語表記 or 漢字へのルビ等) | 厚生労働省 |
| ⑪ | ワクチン対策基本法の制定 | 厚生労働省 |
| ⑫ | 医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設) | 厚生労働省 |
| ⑬ | 医行為の範囲の明確化(介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等) | 厚生労働省 |
| ⑭ | 特別養護老人ホーム等への民間参入拡大(運営主体規制の見直し) | 厚生労働省 |
| ⑮ | 介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃 | 厚生労働省 |
| ⑯ | 訪問看護ステーションの開業要件の緩和(一人開業の解禁) | 厚労省 |
| ⑰ | 各種介護サービス類型における人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準、ユニット型施設の入所定員比率目標等) | 厚生労働省 |
| ⑱ | 高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用 | 国土交通省、警察庁 |
| (中期的検討項目) | 地域医療計画、病床規制のあり方 | |
| | 医薬品広告規制の緩和 | |
| | 救急救命士の職域拡大 | |
| | 医療関連資格(歯科医師を含む)から医師への教育課程を創設 | |
| | 核医学検査分野に関するDPC分類の精緻化 | |
| | 民間医療保険の役割 | |
| | 科学研究費の使用目的に関して | |
| 事業報告の基準の統一化、簡素化 | | |

各検討項目 対処方針シート
(様式)

資料 4

【ライフイノベーションWG ①】

| | | |
|--------------------|--|--|
| 規制改革事項 | | |
| 規制の概要 | | |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | | |
| 要望具体例、経済効果等 | | |
| 担当府省からの回答 | 上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方 | |
| | 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容 | |
| | 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | |
| 当該規制改革事項に対する基本的考え方 | | |
| 対処方針 | | |